

## 第65回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日 時 平成23年4月25日(月) 14:00～15:30
- 2 場 所 さいたま共済会館 502会議室
- 3 出席者 委員7名(敬称略)  
海野恵美子、大畑亨、坂本邦宏、森田茂夫、横山栄  
松村敦子、渡辺洋子(左記2名は意見の開陳による出席)  
※事務局 山中産業労働部副部長  
岩田商業・サービス産業支援課長  
松本商業・サービス産業支援課副課長  
商業担当職員3名
- 4 審議内容  
県意見についての審議
  - (1) 新設
    - 新設(5条1項) (仮称)吉川市栄町計画
    - 新設(5条1項) (仮称)ケーズデンキ幸手店
    - 新設(5条1項) (仮称)セキチュー東松山高坂店
  - (2) 変更
    - 変更(6条2項) いなげや江南ビル
    - 変更(6条2項) 南越谷株竹ショッピングビル
    - 変更(6条2項) UNICUS鴻巣
- 5 傍聴人 なし
- 6 その他 事前打合せを行い、内容等について確認した。
  - (1) 交通について 3月 1日(火) 坂本邦宏 委員
  - (2) 騒音について 3月 4日(金) 横山 栄 委員

## 会議要旨（概要）

### 1 開会

### 2 議事

県意見についての審議

#### （1）新設

##### ●新設（5条1項） （仮称）吉川市栄町計画

（事務局説明）

【委員】 荷さばき施設2と3について、荷さばきの時間帯は来店者と交錯しない時間帯に限られているのか。交錯するとなるとかなり問題があるようだが。

【事務局】 荷さばき施設は1から4まであり、一番使用されるのが1の施設である。1以外の荷さばき施設は、営業時間中は使用するという計画にはなっていない。営業時間に配慮した計画となっている。

【委員】 来退店の経路が錯綜しており分かりにくいように思われる。

【事務局】 出入口には看板を設置するとともに、駐車場内には路面表示とポストコーンを設置し、退店経路を間違えないよう注意を図る。また、警備員を置き、お客様の誘導を的確に行う予定である。

【委員】 退店右折禁止の出入口1方面に間違っ右折車両が進入した場合でも右折はさせないということによろしいか。

【事務局】 そのようにならないよう指導していく。

【委員】 荷さばき施設1はかなり住宅に近接しているが、住宅の間に塀等何か設置する予定はあるのか。

【事務局】 荷さばき施設の車の出入口については、外部から覆うような形で建物が建てられており、外部に音が漏れにくい構造となっている。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことでよろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） (仮称) ケーズデンキ幸手店

(事務局説明)

【委 員】 C方向及びD方向からの来店経路は、杉戸高野台駅の方まで回って交差点No.4を通り左折インで来店ということでよろしいか。

【事務局】 そのとおりである。

【委 員】 経路設定上そうせざるを得なかったのか。

【事務局】 幸手市から生活道路を経路設定しないでほしいとの要望が強かったなので、そのような経路となった。

【委 員】 駅前を通ることになるが、交通量的には問題なく、それほど影響はないという理解でよろしいか。

【事務局】 はい。

【委 員】 店舗北側の道路は舗装はされる予定か。また、第2駐車場から道を横断して店舗に出入りすることに関して危険性はないのか。市道589号線は交通量が少ないのか。

【事務局】 店舗北側の道路は、現在未舗装となっているが、今後舗装される予定である。当該道路はほとんど交通量はないので、横断することについて危険性はないものと思われる。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことでよろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）セキチュー東松山高坂店

（事務局説明）

【委員】 店舗西側が閉鎖中となっているが、開店時には通過ができるようになるのか。

【事務局】 北側が橋になっており、その橋の改良が完成しないと閉鎖中の部分は開通しない。

【委員】 閉鎖中のさらに西側に道路が通っているのか。

【事務局】 4車線が今のところ2車線になっている。

【委員】 荷さばき施設のC-1への出入りは、敷地内を通ることになるのか。

【事務局】 そのとおりである。出入口E-1から入り、駐車場内をぐるっと回る経路を取っている。

【委員】 閉鎖中の道路はいつぐらいに開通するのか

【事務局】 まだ分からない。

【委員】 閉鎖していても特に問題はないのか。

【事務局】 現状は交通は流れているので問題はない。

【委員】 北方面からの来店車両は、267台のうち200台ぐらいという理解でよろしいか。

【事務局】 はい。

【委員】 北方面への退店経路は、計画地を右折アウトして交差点Bを右折して帰るという経路設定でよろしいか。

【事務局】 はい。

【委員】 退店の際は、基本的には出入口E-2で右折アウトさせ、ピーク時はE-1で右折アウトを促すということによろしいか。錯綜はしないと思うが隣接店舗の出入りから考えて混雑があると思うので、十分円滑に誘導できるようにするため、利用者の利便性を考慮して店舗間の連携を取るような指導をお願いしたい。

【事務局】 今御指摘の件は、セキチューやユニーに話をして開店の暁には連携を取れるように話をしたい。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことによろしいか。

(全員了承)

## (2) 変更

- 変更 (6条2項) いなげや江南ビル
- 変更 (6条2項) 南越谷株竹ショッピングビル
- 変更 (6条2項) UNICUS鴻巣

(事務局説明)

【議長】 意見がないようなので、変更3件について意見は付さないことによろしいか。

(全員了承)

## 3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成23年4月25日

議 長 ( 森田委員 )

議事録署名委員 ( 坂本委員 )

議事録署名委員 ( 横山委員 )